

次期「滋賀県県有施設更新・改修方針」の策定(原案)について

1 趣旨

平成28年3月に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」(以下「マネジメント方針」という。)の策定にあわせて、県が管理する建築物を対象に、令和7年度末までの10年間で取り組む更新・改修事業の基本的な考え方や事業予定施設を具体的に定めた「滋賀県県有施設更新・改修方針」(以下「更新・改修方針」という。)を策定し、計画的な更新・改修に取り組んできたところ。

現方針は、今年度の方針期間(平成28年度～令和7年度)の最終年度を迎えることから、各施設の状況、事業の緊急性・必要性および財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえ、次期方針の策定を行う。

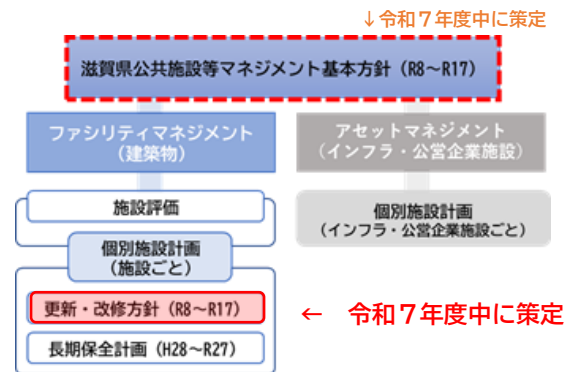
2 次期「更新・改修方針」の基本的な枠組み

(1) 方針期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とする。

(2) 方針の位置づけ

「マネジメント方針」で掲げる方針の1つである「計画的な更新・改修」に関して、令和8年度以降の10年間に取り組む更新・改修事業の基本的な考え方や整備予定施設等を具体的に定めたもの



3 原案のポイント

(1) 更新事業

- ・新規事業は、着手済みの大規模事業と可能な限り重複しないよう、20年、30年先を見据えて事業量を平準化
- ・更新にあわせた施設の集約化・複合化のほか、施設の将来需要を見据えた減築も含めて検討
- ・構造躯体が健全な施設については、大規模改修(フルリノベーション)の採用を検討

(2) 改修事業

- ・必要な事業を先送りすることなく、計画的に着手

4 これまでの経過と今後の予定

年	月	次期更新・改修方針	次期マネジメント方針
令和6年 (2024年)	7月～	次期方針の策定に向けた 事業量調査	
	12月		特別委員会報告(骨子案)
令和7年 (2025年)	7月	県政経営会議 (施設集約化に向けた部局横断の検討)	
	10月		委員会報告(原案)
	10～11月		県民政策コメントの実施
	12月	特別委員会報告(原案)	
令和8年 (2026年)	3月	次期更新・改修方針策定	委員会報告(最終案) 次期マネジメント方針策定

次期「滋賀県県有施設更新・改修方針」(原案)の概要



1 策定趣旨等

【策定趣旨】

令和8年度から今後10年間に取り組む更新・改修事業の基本的な考え方や整備予定施設等を具体的に定め、全庁統一的な考え方のもとで、中長期的に財政負担を平準化しながら、事業の計画的な推進を図ることを目的に策定

2 これまでの取組と成果

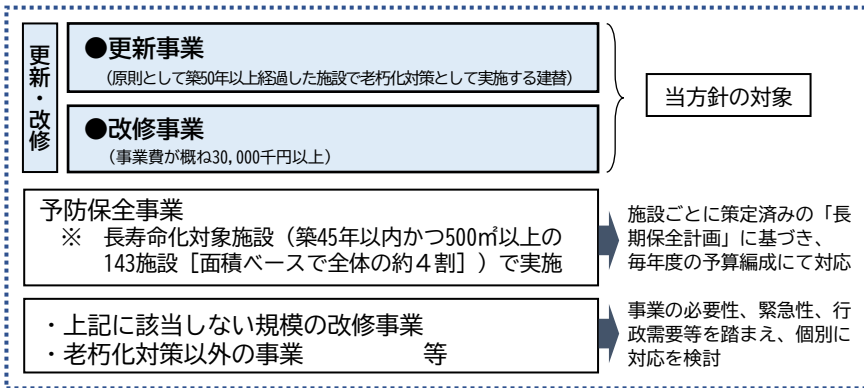
- 現方針（平成28年度～令和7年度）に基づく取組実績
事業着手率：100%（実施数/予定数 90/90事業） ※うち更新事業:38事業
うち改修事業:52事業

3 対象事業

- 県有施設※の老朽化に対応するため、今後10年間に実施する更新事業および改修事業を対象（長寿命化対象施設において実施する予防保全工事を除く。）
- 現在基礎調査段階にある県庁舎等の再整備、施設の新増築など老朽化対策以外の整備工事、建物本体以外（特殊設備等）で行う更新・改修事業は、個別に検討するものとし、当方針の対象外

※「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」における「建築物」（418施設）

(参考) 当方針における対象事業



【方針の位置づけ】「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」で掲げる方針の1つである「計画的な更新・改修」を推進するための具体的な方針として策定

【対象施設】 県が所有・管理する建築物（インフラ施設、公営企業施設、地方独立行政法人施設を除く）

【方針の期間】 令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)の10年間

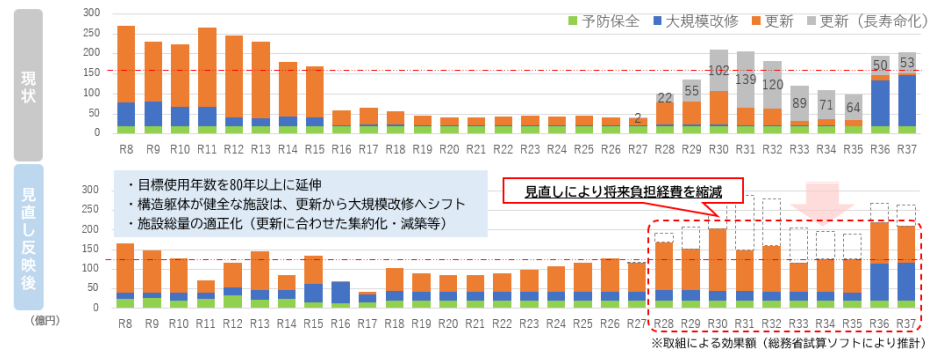
4 更新・改修事業に関する方針

施設の更新や大規模な改修の実施に当たっては、施設の劣化状況など、事業の緊急性・必要性を踏まえつつ、原則として築年数が古いものから検討することを基本とし、施設の役割や将来ニーズ、費用対効果など施設毎の検討に加え、財政負担の縮減・平準化の観点から、全庁的な優先度を検討

(1) 更新事業に関する方針

- 新たに着手する更新事業は、着手済の大規模事業と可能な限り重複しないよう、20年、30年先を見据え、中長期的に実施時期の調整することで**事業量を平準化**
- 施設の更新時には、施設総量の適正化を図るとともに、県民の利便性向上にも資するよう、**施設の集約化を検討**
- 建設物価が高騰している中、限られた財源でより多くの老朽化対策に着手できるよう、建替を前提とするのではなく、耐用年数評価の結果を踏まえ、構造躯体が健全な施設については、**大規模改修（フルバージョン）の採用を検討**

(参考) 今後の老朽化対策にかかる費用見込み



(2) 改修事業に関する方針

- 事業の緊急性および財政負担の縮減・平準化の観点も踏まえ、必要な事業を先送りすることなく計画的に着手できるよう全庁的に優先度を検討
- 事業実施に当たっては、費用対効果を踏まえて、適正規模や効果的な工法について検討

(参考1) 更新事業一覧

ア 令和17年度までの事業着手に向けて、課題整理や事業方針等の検討を行うもの		
庁舎等	(1)、(2)高島合同庁舎、高島健康福祉事務所 (3)、(4)湖東合同庁舎、湖東健康福祉事務所	38 施設
産業関係施設	(5)～(7)農業技術振興センター（本部、農業大学校、花・果樹研究部） (8)農業技術振興センター（茶業指導所） (9)水産試験場（醒井養鯉場） (10)畜産技術振興センター	
福祉関係施設	(11)淡海学園	
学校・教育施設	(12)～(14)県立学校 計3校	
警察施設	(15)高島警察署 (16)彦根警察署 (17)木之本警察署 (18)交通機動隊 (19)～(38)交番・駐在所 計20施設	
イ あり方検討の進捗を踏まえ、課題整理や事業方針等の検討を行うもの		
福祉関係施設	(1)障害者総合福祉センター（むれやま荘）	4 施設
保健関係施設	(2)総合保健専門学校 (3)動物保護管理センター	
その他行政施設	(4)埋蔵文化財センター	
ウ 将来(令和18年度以降)に向けて、方向性の検討や課題整理に着手するもの		
庁舎等	(1)～(4)地方合同庁舎（南部、東近江、湖北、木之本） ※R18以降の着手事業数については、事業量の平準化等の観点を踏まえて検討	
保健関係施設	(5)東近江健康福祉事務所	
その他行政施設	(6)県立図書館	
学校・教育施設	(7)総合教育センター	
警察施設	(8)東近江警察署	

5 その他

【予算上の対応】

- 国庫支出金や地方債、公共建築物等長寿命化等推進基金等の適切かつ効果的な活用を検討
- 当方針に掲げる事業の着実な実施を図るため、「長寿命化等推進特別枠」による予算要求の取扱いについて、毎年度の予算編成の中で検討

【方針のフォローアップ】

- 「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」の見直しのほか、個々の事業に係る検討状況、財政状況、関係者との調整等を踏まえ、適宜、必要な修正を実施
- 本方針に位置づけのない施設、事業等についても、施設のあり方検討の進捗、施設の劣化状況や事業の必要性・緊急性を踏まえ、今後の見直しにあわせて当方針に位置づけ

(参考2) 改修事業一覧

ア 令和17年度までの事業着手に向けて検討を行うもの			50 施設	
庁舎等	(1)本庁舎 (4)南部合同庁舎	(2)大津合同庁舎 (5)湖北合同庁舎		(3)甲賀合同庁舎
文化施設	(6)文化産業交流会館 (9)近江風土記の丘	(7)県立美術館		(8)びわ湖ホール（立体駐車場）
社会体育施設	(10)県立武道館			
産業関係施設	(11)林業普及センター	(12)工業技術総合センター		
福祉関係施設	(13)障害者総合福祉センター（むれやま荘） (15)中央子ども家庭相談センター (17)淡海学園	(14)視覚障害者センター		(16)日野子ども家庭相談センター
保健関係施設	(18)看護専門学校			
その他行政施設	(19)消防学校 (22)淡海環境プラザ	(20)危機管理センター (23)建設技術センター		(21)琵琶湖博物館 (24)県立図書館
学校・教育施設	(25)甲南高等学校 (27)八日市養護学校 (29)～(48)県立学校 計20校 ※2校/年を目安に着手 (49)総合教育センター	(26)瀬田工業高等学校		
警察施設	(50)県警本部庁舎			
イ 老朽化等の状況を踏まえ、課題整理や事業方針等の検討を行うもの				
その他行政施設	(1)陶芸の森		1 施設	

(参考3) 更新・改修事業の実施時期のイメージ

年 度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18以降
更新事業	ア	←										→
	イ											
	ウ											
改修事業	ア	←										→
	イ											